

東渕江小学校施設更新事業にかかる足立区中高層紛争予防条例に基づく説明に対する質問と回答

| 質問 | | 回答 |
|----|-----------------------|---|
| 1 | 解体工事の際、家屋調査はどのように行うのか | ⇒ 令和 7 年から開始する解体工事の前に、専門業者が敷地の 30 m の範囲内の建物の家屋調査を行います |
| 2 | 解体工事に伴う説明会は行うのか | ⇒ 現在の予定では、解体工事開始前の令和 7 年 1 月頃に実施する予定です |